

## 青森公立大学図書館規程

平成21年4月1日

規程第121号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学学則(平成21年規程第1号)第5条第2項の規定に基づき、青森公立大学図書館(以下「図書館」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的及び定義)

第2条 図書館は、図書館資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査を行い、教職員、学生の調査研究及び教育に資するとともに、地域社会の図書館活動及び学術情報システムの確立に協力し、地域の発展に寄与することを目的とする。

2 前項の図書館資料とは、図書、記録及び視聴覚資料その他教育及び研究に必要な資料(以下「図書」という。)をいう。

(図書館長)

第3条 図書館に図書館長を置く。

(図書館長の専決)

第4条 学長の権限に属する事務のうち、次に掲げるものについては、図書館長に専決させることができる。

- (1) 購入図書の選択に関する事項
- (2) 図書の整理及び保管に関する事項
- (3) 図書の閲覧及び貸出に関する事項
- (4) 図書館の管理及び運営に関する事項

(図書館運営委員会)

第5条 図書館に関する重要事項を審議するため、青森公立大学図書館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置くことができる。

2 運営委員会に関する規程は、別に定める。

(図書館資料選定委員会)

第6条 図書館の資料を選定するため、図書館資料選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置くことができる。

2 選定委員会に関する規程は、別に定める。

(図書等の寄贈又は寄託)

第7条 図書館は、資料の寄贈又は寄託を受け取ることができる。

(図書館の利用)

第8条 図書館の利用に関する規程は、別に定める。

附 則

( 施行期日 )

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。